

**令和 8 年度商工業振興事業 御前崎市サーフタウン構想策定及び推進業務委託
公募型プロポーザル実施要領兼募集要項**

1 件名 令和 8 年度商工業振興事業 御前崎市サーフタウン構想策定及び推進業務委託

2 目的 この要領及び要項は、御前崎市サーフタウン構想策定及び推進業務（以下、「本業務」という。）を委託するに当たり、適切な業務遂行能力を有した受託事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、選定するために必要な事項を定めるものである。

3 業務概要

- (1) 業務内容 別紙「令和 8 年度商工業振興事業 御前崎市サーフタウン構想策定及び推進に関する仕様書」のとおり。
※契約時における仕様書は、受注者として特定された業者の企画提案内容に応じて、協議の上、その内容を変更することができるものとする。
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで
- (3) 実施場所 御前崎市内
- (4) 提案限度額 3,500 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 御前崎市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日告示第 76 号）による入札参加停止の期間中でないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、これらの者と下請負契約その他の契約締結する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (5) 地方税及び国税に滞納がないこと。

5 スケジュール

内 容	日 程
公告（公募開始）	令和 8 年 5 月 18 日（月）
質問書の提出期限	令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 5 時必着
質問書に対する回答	令和 8 年 5 月 29 日（金）

提案意向申出書受付期限	令和8年6月8日（月）
提案者要件確認結果通知書	令和8年6月12日（金）
プロポーザル提案書等の提出期限	令和8年6月17日（水）正午必着
一次審査（書類等審査）※	※ 令和8年6月17日（水）
一次審査結果通知	令和8年6月24日（水）
提案内容に関する質問書の送付	令和8年6月24日（水）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月29日（月）午後予定
二次審査結果の通知及び公表	令和8年7月3日（金）
契約締結	令和8年7月上旬予定

※一次審査（書類等審査）は、6者以上からプロポーザル提案書等の提出があった場合のみ実施
なお、6者未満の場合は一次審査を行わず、提出者全員を二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の対象とする。

6 提出書類

（1）提案意向申出書の提出と参加資格

提出書類	部数	様式等
提案意向申出書	1部	様式第1号
登記簿謄本（発行後3か月以内のもの。法人に限る。）	1部	写し可
財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）	1部	任意様式
法人事業税の納税証明書（法人に限る。）	1部	正本
法人税又は所得税の納税証明書	1部	正本
消費税及び地方消費税の納税証明書	1部	正本

（2）提出方法 持参または郵送にて提出すること。

※持参する場合は、午前8時15分から午後5時まで（土・日曜、祝日を除く）に持参すること。

※郵送の場合は、配送記録が残る方法によるものとし、期限までに必着のこと。

※期限後の提出は受け付けない。

（3）提出期限 令和8年6月8日（月） 正午（必着）

（4）提出先 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 5585 番地
御前崎市役所 商工観光課 商工係

（5）参加資格の確認等

発注者にて、4公募型プロポーザル参加資格に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年6月12日（金）までに提案者要件確認結果通知書（様式第2号）を提案

意向申出書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知するほか、書面にて送付する。

7 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（任意様式）
- (2) 提出方法 電子メール（提出期限内必着）
※ 件名は「令和8年度御前崎市サータウン構想策定及び推進業務質問」とすること。
- (3) 提出期限 令和8年5月25日（月）午後5時必着
- (4) 提出先 御前崎市役所商工観光課商工係（shokan@city.omaezaki.shizuoka.jp）
- (5) 回答方法 令和8年5月29日（金）までに、御前崎市ホームページ上に掲載する。個別での回答はしない。
- (6) 注意事項
 - ・ 電話や口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けない。
 - ・ 質問等の内容を本市から電話で確認することがある。
 - ・ 回答の内容は、本要領及び仕様書の追記・修正とみなす
 - ・ 質問のあった会社名は公表しない。

8 プロポーザル提案書等の提出

プロポーザル提案書は、提案意向申出書を提出し、審査の結果、参加資格があると認められた事業者のみ提出ができる。

(1) 提出書類等

ア プロポーザル提案書（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

※企画提案書に記載すべき事項は、「当該仕様書」及び「別表1（作業要領）」の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取り組みや手法などを具体的に記載すること。
なお、記載に当たっては、「別表1（作業要領）」①～⑦の順に沿って提案書に記載すること。

ウ 見積書（任意様式）

- ・ 金額（消費税及び地方消費税を含む。）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。
- ・ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

エ 類似業務実績

(2) 提出方法及び提出部数

紙媒体で正本1部、副本8部、及び電子媒体（USBを除く）で郵送又は持参により提出すること。

※副本については、提案者を特定できないようにすること。

※電子媒体はUSBの使用は不可とする。

(3) 提出期限

令和8年6月17日（水）正午必着

※持参する場合は、午前8時15分から午後5時まで（土・日曜、祝日を除く）に持参すること。

※郵送の場合は、配送記録が残る方法によるものとし、期限までに必着のこと。

※期限後の提出は受け付けない。

(4) 提出先

〒437-1692

静岡県御前崎市池新田5585番地

御前崎市役所 商工観光課 商工係

(5) その他

ア プロポーザル提案書等提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

イ 提出書類等は、返却しない。

ウ 提出書類等は、委託事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、御前崎市情報公開条例（平成16年御前崎市条例第9号）第5条に基づき公開請求があったときは、同条例第6条の規定により公開しないことができる情報があったときは、同条例第6条の規定により公開しないことができる情報を除き請求者に公開する。

エ 提案意向申出書を提出しても、提出期限までにプロポーザル提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

9 審査方法等

(1) 審査方法

ア プロポーザル提案書等の審査は、「御前崎市プロポーザル実施要綱」に基づき設置した選定委員会が審査項目及び評価基準をもとに審査を実施する。なお、6者以上からプロポーザル提案書等の提出があった場合は、提出書類等に基づく一次審査を実施し、上位5者を二次審査の対象としてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

なお、プロポーザル提案書等の提出者が6者に満たなかった場合は、一次審査を実施しない。この場合、提出者全員を二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の対象とする。一次審査を行った場合は、審査結果を提案者全員に通知する。

イ 提案者が1者のみの場合でも選定委員会によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その提案内容が最低基準点（各委員の評価点の平均点数が満点の60%）を満たすと認められる場合は、その提案者を契約候補者として選定する。なお、最低基準点以上の者がいなければ、受託候補者の選定は行わない。

ウ 審査結果については、提案者全員に対し自己の結果のみ通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日時・場所等

実施日は令和8年6月29日（月）午後（予定）とし、開始時間、場所等（一次審査を実施した場合は、その審査結果を含む。）とあわせて通知する。またプレゼンテーション等の順番は、プロポーザル提案書の受付順とする。

イ 実施時間

1 者あたりの実施時間は、プレゼンテーションは 20 分以内、ヒアリングは 10 分程度とし、準備時間を除き合計約 30 分とする。ただし、ヒアリングについては持ち時間を延長する場合がある。

ウ 参加人数

3 人以内

エ 使用機器

プレゼンテーションに必要なパソコン等の資機材は提案者で用意するものとする。ただし、モニター（HDMI ケーブル含む）は本市で用意する。

オ その他

事前に発注者より提案内容について質問書を令和 8 年 6 月 24 日（水）に送付する。その内容を含めプレゼンテーションを実施すること。

10 契約候補者の選定等

（1）契約候補者の選定

・最優秀提案事業者は、選定委員会における審査に基づき、各委員の評価点の合計が最も高い提案者を選定する。なお、合計点が同点となった場合は、別表 2（審査項目と評価基準）のうち「企画提案に関する項目」の合計点が最も高い提案者を最優秀提案事業者とする。さらに、当該合計点も同点となった場合は、当該項目⑥～⑪においてより高い評価を得た提案者を選定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議または多数決により決定する。

・市長は、選定委員会において選定された最優秀提案事業者を契約候補者として決定する。

（2）審査結果の通知

提案者全員に対し、プロポーザル提案書の審査の結果を結果通知書（様式第 6 号）により通知する。なお、審査内容及び審査結果に対する異議は受け付けない。

（3）契約締結交渉

契約候補者となった者と市は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった者と契約交渉を行う。

（4）結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に、次の項目を本市ホームページ上に公表するものとする。

ア 最優秀提案事業者（契約候補者）名並びにその提案金額と評価点

イ 全提案事業者の名称

ウ 全提案事業者の評価点及び順位付け

最優秀提案事業者（契約候補者）以外は記号（アルファベット）表示

エ 審査項目・基準、配点

オ プロポーザル選定委員会委員の役職名

カ その他必要な事項

※選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開するため、落選した事業者の競争

上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け、競争性を向上させる趣旨から、イ「全提案事業者の名称」とウ「全提案事業者の評価点及び順位付け」との対応関係を明らかにしないこととする。

※応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については、ア「最優秀提案事業者（契約候補者）名並びにその提案金額と評価点」を公表し、イ「全提案事業者の名称」は公表しないこととする

11 失格事項

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12 その他

- (1) プロポーザル提案書等の作成・提出に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (3) 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本市に帰属する。
- (4) 提案者は、この実施要領に同意したものとみなす。

13 照会先

御前崎市役所建設経済部商工観光課 担当：山崎・澤入

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地

TEL 0537-85-1135 FAX 0537-85-1156

メール：shokan@city.omaezaki.shizuoka.jp

別表 1 (作業要領)

審査項目	概要	チェック項目	チェック欄
事業者に関する項目	① 事業者の概要・実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会社概要（組織体制、所在地、担当者 等） ○ 本業務に類似・参考となる業務実績 →本業務に適合する実績であることを明確に記載 	□
	② 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務実施体制（責任者・担当者・役割分担） 	□
	③ 業務実施方針 スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務全体の進め方（構想策定プロセス） ○ スケジュール（工程表） ○ 円滑な遂行に向けた進行管理の工夫 	□
企画提案に関する項目	④ 本業務の理解 基本コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本業務の目的・背景の理解 ○ 地域特性を踏まえた方向性 ○ 既存施策の把握 ○ 目指す将来像と効果のイメージ 	□
	⑤ 企画提案内容	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針の具体的整理 <p>市民参加・事業者参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民・事業者への意見聴取（内容・手法・回数） <p>ロードマップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 短期・中期・長期の整理 ○ 実現可能な事業展開 ○ 推進体制・役割分担 <p>アクションプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民と来訪者のウェルビーイング向上施策 ○ 観光資源を軸とした戦略設計 ○ 関係人口、交流人口の増加策 ○ 自然と調和した新たな産業創出及び地域経済循環戦略 	□
	⑥ 業務への取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本業務への意気込み ○ 地域理解・関与姿勢 	□
創意工夫に関する項目	⑦ 創意工夫・独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独自性のある提案内容 ○ 将来的に持続可能な提案内容 ○ 多様な主体を巻き込む工夫 	□
	⑧ 書式等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、用紙はA 4 版とし、各ページにページ番号を付与すること。なお、資料の都合上、部分的にA 3 版を使用する場合は、片袖折にして閉じこむこと。 ○ フォントサイズは、10.5pt 以上とし、写真やイラストを活用するなど、読みやすさ及び伝わりやすさに留意すること。 ○ プロポーザル提案書（副本）は、提案者を特定できないようにすること 	□

別表 2 (審査項目と評価基準)

審査項目	評価事項	評価基準	配点
事業者に関する項目	業務実績	①本業務と類似する事業の実績が豊富で、成功事例があるか。	5
	実施体制	②本業務を遂行する上で、適切な組織体制（人員配置、役割分担）が構築されているか。	5
	業務遂行能力	③業務全体の進め方（構想策定プロセス）が具体的に示されており、スケジュール（工程表）も現実的な期間で設定されているか	10
業務の理解	現状理解	④本業務の目的、背景、地域特性、課題を深く理解しているか	10
	将来ビジョン	⑤将来の御前崎市のイメージやビジョンが明確に描かれているか	10
企画提案に関する項目	考え方	⑥構想の考え方が、本業務の目的と背景（市民・来訪者のウェルビーイング向上、関係・交流人口の増加、自然と調和した新たな産業創出、地域経済循環）を包含し、説得力があるか	25
	共創力	⑦市民や事業者への意見聴取（内容・手法・回数）が適切に計画され、多様な意見を取り入れる工夫があるか。	15
	実装力	⑧短期・中期・長期の時間軸に沿ったロードマップ策定の考え方が具体的かつ現実的か	15
	実現可能性	⑨実現可能性が高く、持続性のある施策を導き出すためのプロセスが明確か	15
	戦略性		⑩関係・交流人口の増加、新たな産業創出、地域経済循環を横断的につなぐ戦略設計がされているか。
⑪地域・観光資源を最大限に活用し、市民・来訪者のウェルビーイング向上に貢献するアクションプランを導き出すための戦略設計がされているか			20
参考見積価格に関する項目	価格妥当性	⑫提案価格が本業務の仕様書および提案内容に照らして妥当か	5
創意工夫に関する項目	独自性	⑬本業務の目的達成に向け、アイデアを積極的に取り入れた未来志向の提案となっているか。	20
		⑭将来的な発展性や波及効果が期待できるか	25
			200